

令和7年度 松くい虫特別防除業務（地上作業）仕様書

- 1 業務名 令和7年度松くい虫特別防除業務（地上作業）
- 2 業務場所 三朝町湯谷地内ほか
- 3 業務期間 契約締結の日から令和7年7月11日
- 4 業務量 薬剤散布面積 192ha （散布面積 192ha×1回）
散布薬剤量 5,760リットル
（チアクロプリド3.0%（エコワン3フロアブル）7.5倍液）
薬剤原液 768,000リットル
散布用標識設置 26箇所
薬剤落下確認紙設置回収 37枚（散布1回当たり 37枚×1回）

5 業務内容

（1）業務の基本

発注者及び受注者は、空中散布作業の実施にあたり危害の防止に誠意を持って努め、安全な散布作業を実施するものとする。

（2）法令の遵守

業務の実施に当たり敵用される法令、農林水産航空事業の実施について（平成13年10月25日付13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、農林水産航空事業実施ガイドライン（平成16年4月20日付16消安第484号消費・安全局長通知、最終改正：平成20年7月15日付20消安第3577号）等の通知を遵守し安全な作業を実施するものとする。

（3）空中散布実施予定日時

令和7年5月31日 午前5：00～

なお、実施予定日時に気象条件等によって散布できない場合は、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者と協議の上、実施日時を決定するものとする。

（4）空中散布前の確認作業等

① 散布区域の確認

散布区域については、散布区域地図をもとに監督員と協議の上、標識の位置、危険箇所、障害物の位置、危被害注意箇所、農産物の生産圃場など散布に障害となるものの有無などについて確認するものとする。

② 作業基地、機材等の確認

ヘリポートに配置する機材、薬剤、基地のマーク等の位置については、空中散布業務を受注した業者（以下「散布業者」という。）と事前に現地で打ち合わせを行うものとする。配置した看板等の固定状況、薬剤調合積込機械等の配置状況、車両位置等を事前に散布業者の確認を受けるものとする。

受注者は、薬剤積込作業等に従事する作業員に空中散布作業に関する安全教育を実施するものとする。

③ 薬剤の確認

薬剤数量については、散布前、散布後に監督員の確認を受けるものとする。

(5) 地上作業の実施内容

① 地上作業の基本

地上作業は、松くい虫を駆除するためヘリコプターを使用して行う薬剤散布作業の一部を担うもので、作業にあたっては人身被害等が発生しないよう安全に散布することを第一義とする。

② 散布区域の標識設置等

散布区域に設置する散布用標識は、散布区域地図をもとに監督員と協議のうえ、設置する樹木の樹高より上側に旗が出るよう天然繊維性のひも・縄でネブシ竹を正確に固定設置するものとする。設置後は、監督員に現地確認を受けるものとする。

③ ヘリポートの設置等

ヘリポートを確保するとともに、着陸地点を標示するものとする。

風圧による砂塵の発生が予想される場合は、適宜散水等を行うものとする。

散布に必要な燃料、オイル、薬剤、水等の集積場を確保するものとする。

積み込み等作業は、危険防止のため整備士の指示に従うものとする。

④ 薬剤の準備

散布に必要な薬剤を発注者が指示する作業基地に搬入するものとする。

また、散布終了後、薬剤の空缶は地上作業業者が引き取り、適切に処理するものとする。

⑤ 薬剤落下確認紙の設置と回収

薬剤落下確認紙は、監督員と協議のうえ設置場所を決定し、空中散布実施日の散布前に日付、場所の番号等を記載のうえ設置し、散布後に回収するものとする。風等で薬剤落下確認紙が移動・裏返し等を起こさないよう固定するものとする。

⑥ 散布量・薬剤調合量

1 ha・1 回当たり薬剤の散布量は30リットル（チアクロプリド 3.0%、7.5倍液、原液4.0リットル）とし、散布1回当たりの散布量、調合方法は散布業者と事前に打ち合わせを行い、薬剤を調合し、ヘリコプターに積み込むものとする。

薬剤取扱責任者を決定し、薬剤の調合が安全かつ円滑に実施できるようにするものとする。

⑦ 散布作業の中止

地上1.5mの位置における風速が5m/秒を超えるとき、又は降雨、濃霧の場合は、散布作業を行わないものとする。なお、散布作業の中止、中断については、監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定するものとする。

⑧ 散布時刻

散布可能な条件が整った場合、午前5時から散布を開始する。

⑨ 散布順序

散布順序については、基本的には、湯谷ヘリポートを作業基地として吉田（9ha）、森（2ha）、今泉（19ha）、湯谷（55ha）、小河内（63ha）、穴鴨（44ha）を散布する。ただし、気象条件等の変化によりこれによりがたい場合は、散布前に監督員、操縦士、整備士、地上作業責任者が協議決定するものとする。

散布終了後、タンク洗浄を行うため整備士の指示に従い、タンク内に水を注入するものとする。

⑩ 危被害防止

薬剤積込作業に従事する者は、ヘルメット、手袋、マスク等を着用するものとする。

薬剤積込作業等に従事する作業員に対して、薬剤の取扱い、積込作業等の注意事項、作業の服装、健康状態等について事前に十分な安全教育を実施するとともに、作業日にこれらの確認を行い、事故防止に万全を期するものとする。

また、散布区域周辺においては、一般人、車両等への危被害を防止するための対策が必要であるが、これについては発注者が実施するものとする。

⑪ その他

その他作業の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し協議するものとする。

6 成果品

① 写真

ア 薬剤数量（監督員の立会で散布前と散布後）

イ 薬剤調合状況（薬剤量、薬剤積込状況、希釈（水の投入）状況、薬剤調合量が確認できるものを散布日ごとに各1枚）

② 薬剤落下確認紙設置回収 37 枚（散布1回当たり 37 枚×1回）

7 その他

その他業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し決定するものとする。